

(5) 第十四条による除名処分。

第十三条 この会には、年一回学術大会を主宰するために会長を

一名おく。

1 この会は学術大会を毎年一回開催し、学術集会は隨時開催

する。

2 会長は、理事会の推薦により、通常総会毎に理事長が委嘱

する。

3 会長の主宰する学術大会は、この会の通常総会と同時点で

開催することを原則とするがやむを得ない事情のある場合は

評議員会または総会の承認を得て変更することができる。

4 会長の任期は、学術大会を議決した通常総会の翌日から次

の学術大会を終了するときまでとする。

5 会長は必要に応じ理事会に出席しこれと密接な連絡のもの

と計上予算を勘案して企画運営する。

6 会長に事故あるとき、または欠けたときは新に会長を委嘱

するまで理事長がその職務を代行する。

7 会長は、学術大会関係事務を委嘱するため、会員のうち

から学会委員若干名を選任することができる。

8 学術集会は、随事理事長主宰のもとに開くことができる。

文部省科学研究費学術定期刊行物補助金を受ける

本誌は昨年度にひきつづき文部省の科学研究費補助金の交付を

受け刊行している。

『日本医史学雑誌』投稿規定

発行期日 年四回（一月、四月、七月、十月）末日とする。

投稿資格 原則として本会会員に限る。

原稿形式 原稿は他雑誌に未発表のものに限る。和文の表題、著者名のつぎに欧文表題、ローマ字著者名を記し、本文の終りに

欧文抄録を添えること。

原稿は二百字または四百字詰原稿用紙に縦書きのこと。

原稿の取捨選択、掲載順序の決定は編集委員が行なう。また編集の都合により加除補正することもある。

著者負担 表題、著者名、本文（表、図等を除く）で五印刷ページ（四百字原稿用紙で大体十二枚まで）は無料とし、それを超えた分は実費を著者の負担とする。但し欧文原著においては三印刷ページまでを無料とする。図表の製版代は実費を徴収する。

校 正 原著については初校を著者校正とし、二校以後は編集委員会にて行なう。

別 刷 別刷希望者には五十部単位で実費にて作成する。

原稿送り先 東京都文京区本郷二丁目一の一、順天堂大学医学部

歴史学研究室 日本医史学会

編集委員 大島蘭三郎、大塚恭男、蔵方宏昌、酒井シヅ、樋口誠

太郎、三輪卓爾、室賀昭三、矢数圭堂、矢部一郎

編集顧問 小川鼎三、A・W・ピーターソン

事務担当 鈴木滋子